

変更前	変更後	備考		
<p>(なし)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 1 2 章 「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理</u></p> <p><u>第 1 節 通 則</u></p> <p><u>(構成及び定義)</u></p> <p><u>第 1 2 2 条</u></p> <p><u>第 3 節 (第 1 3 4 条から第 1 3 7 条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第 1 項 : 運転上の制限</u></p> <p><u>(2) 第 2 項 : 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</u></p> <p><u>(3) 第 3 項 : 運転上の制限を満足していないと判断した場合 ¹ に要求される措置</u></p> <p><u>1 : 運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</u></p> <p><u>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと安定化センター各 GM ² 又は各 GM が判断した場合</u></p> <p><u>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</u></p> <p><u>(3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと安定化センター各 GM ² 又は各 GM が判断した場合</u></p> <p><u>2 : 安定化センター各 GM が不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場合は、当直長が運転上の制限を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。</u></p> <p><u>2 . 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1418 1276 2436 1812"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>本章で定める各設備等</u></td> <td> <u>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 ~ 4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告が求められた以下の 7 設備等をいう。</u> <p><u>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備</u></p> <p><u>(2) 原子炉格納容器のうち水素爆発を防止することができる機能</u></p> <p><u>(3) 使用済燃料プール等</u></p> <p><u>(4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備</u></p> <p><u>(5) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備 (タンク等)、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設 (移送配管、移送ポンプ等)</u></p> <p><u>(6) 高レベル放射性汚染水を貯留している (滞留している場合も含む) 建屋等</u></p> <p><u>(7) 電気系統</u></p> </td> </tr> </table>	<u>本章で定める各設備等</u>	<u>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 ~ 4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告が求められた以下の 7 設備等をいう。</u> <p><u>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備</u></p> <p><u>(2) 原子炉格納容器のうち水素爆発を防止することができる機能</u></p> <p><u>(3) 使用済燃料プール等</u></p> <p><u>(4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備</u></p> <p><u>(5) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備 (タンク等)、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設 (移送配管、移送ポンプ等)</u></p> <p><u>(6) 高レベル放射性汚染水を貯留している (滞留している場合も含む) 建屋等</u></p> <p><u>(7) 電気系統</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について (指示) (平成 23 年 12 月 12 日付) の反映による変更</p>
<u>本章で定める各設備等</u>	<u>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 ~ 4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告が求められた以下の 7 設備等をいう。</u> <p><u>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備</u></p> <p><u>(2) 原子炉格納容器のうち水素爆発を防止することができる機能</u></p> <p><u>(3) 使用済燃料プール等</u></p> <p><u>(4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備</u></p> <p><u>(5) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備 (タンク等)、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設 (移送配管、移送ポンプ等)</u></p> <p><u>(6) 高レベル放射性汚染水を貯留している (滞留している場合も含む) 建屋等</u></p> <p><u>(7) 電気系統</u></p>			

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第123条 <u>発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。</u></p> <p>図123</p> <p>【本店】</p> <p>【福島第一安定化センター】</p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>2：高経年化プロジェクトグループ、原子炉プロジェクトグループ、環境施設グループ、環境施設プロジェクトグループ及び保全革新グループは、それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。(所管する号炉が第二及び第二保全部に係わることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>3：福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)」(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
	<p>(保安に関する職務)</p> <p><u>第124条</u> 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一安定化センター（以下「安定化センター」という。）及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部を除く。）。</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長（以下、「安定化センター所長」という）は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所の事故収束に向けた諸対策の計画・工事・保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(2) 外部循環冷却グループは、本章に係る設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備及び窒素ガス封入設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(3) 循環注水冷却グループは、本章に係る設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 海水腐食防止グループは、本章に係る設備等のうち、水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 滞留水移送グループは、本章に係る設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水質管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</p> <p>(6) 水処理淡水化グループは、本章に係る設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理並びに放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</p> <p>(7) 遠隔外部注水グループは、本章に係る設備等のうち、コンクリートポンプ車の運用、保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」（平成23年12月12日付）の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(8) 原子炉安全評価グループは、本章に係る設備等のうち、原子炉及び格納容器の安全評価に関する業務を行う。</p> <p>(9) 電気設備グループは、本章に係る設備等のうち、電源設備及び電源車の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 作業放射線管理グループは、本章に係る設備等のうち、ガスサンプリングによる放射能分析に関する業務を行う。</p> <p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における保安に関する業務(安定化センター所長が所管する業務を除く)を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、免震重要棟の電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、消防車の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。)、燃料取扱いに関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務（環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 環境施設プロジェクトグループは、各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(31) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p> <p>(32) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(33) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 安定化センター各部長は、安定化センター所長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 安定化センター各グループマネージャー（以下「安定化センター各GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき記録及び報告を行う。</p> <p>(4) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) ユニット所長（5・6号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(6) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第123条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(7) 各GMは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(8) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」（平成23年12月12日付）の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																	
(なし)	<p>(主任技術者の職務等)</p> <p><u>第125条</u></p> <p>主任技術者は、本章で定める各設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 本章で定める各設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表125-1に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(3) 表125-2に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(4) 第151条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(5) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(6) その他、本章で定める各設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 本章で定める各設備等の運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p><u>表125-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1359 961 2418 1470"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第130条(地震発生時等の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第135条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第136条(保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第151条(報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表125-2</u></p> <table border="1" data-bbox="1347 1564 2410 1759"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌</td> </tr> <tr> <td>2. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>3. 本章で定める各施設等の巡視又は点検の結果</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第135条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第136条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第151条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	記 録 項 目	1. 運転日誌	2. 引継日誌	3. 本章で定める各施設等の巡視又は点検の結果	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)」(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
条 文	内 容																		
第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																		
第135条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																		
	運転上の制限を満足していると判断した場合																		
第136条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																		
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																		
第151条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																		
	実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																		
記 録 項 目																			
1. 運転日誌																			
2. 引継日誌																			
3. 本章で定める各施設等の巡視又は点検の結果																			

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考						
(なし)	<p>(運転員の確保)</p> <p><u>第126条</u></p> <p>第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用にあたり原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表126-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表126-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として経済産業大臣が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>表126-1</p> <table border="1" data-bbox="1412 1003 2231 1234"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 / 2号炉</td> <td style="text-align: center;">3 / 4号炉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1班あたりの人数</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3名以上</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3名以上</u></td> </tr> </table>		1 / 2号炉	3 / 4号炉	<u>1班あたりの人数</u>	<u>3名以上</u>	<u>3名以上</u>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
	1 / 2号炉	3 / 4号炉						
<u>1班あたりの人数</u>	<u>3名以上</u>	<u>3名以上</u>						

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考								
(なし)	<p>(巡視点検)</p> <p>第127条</p> <p><u>安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等について、表127に定めるマニュアルに基づき、定期的に巡視又は点検を行うとともに、火災の有無を確認する。</u></p> <p>表127</p> <table border="1" data-bbox="1347 558 2430 877"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 558 1887 604">マニュアル名称</th> <th data-bbox="1887 558 2430 604">関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 604 1887 695">FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td data-bbox="1887 604 2430 695">第138条, 第139条, 第142条, 第144条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 695 1887 785">FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td data-bbox="1887 695 2430 785">第145条, 第146条, 第149条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 785 1887 877">NM-51-6 状態管理マニュアル</td> <td data-bbox="1887 785 2430 877">第140条, 第141条, 第147条, 第148条</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第142条, 第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条	NM-51-6 状態管理マニュアル	第140条, 第141条, 第147条, 第148条	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)」(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
マニュアル名称	関連条文									
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第142条, 第144条									
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条									
NM-51-6 状態管理マニュアル	第140条, 第141条, 第147条, 第148条									

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(マニュアルの作成)</p> <p><u>第128条</u></p> <p><u>安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等について、次の各号に掲げる運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、安定化センター各部長又は発電所各部長以上の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 巡視点検に関する事項</u></p> <p><u>(2) 異常時の操作に関する事項</u></p> <p><u>(3) 警報発生時の措置に関する事項</u></p> <p><u>(4) 各設備の運転操作に関する事項</u></p> <p><u>(5) 定例試験に関する事項</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(引 継) <u>第 1 2 9 条</u> <u>当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、「NM-51-4 運転員の引継マニュアル」に基づき、運転日誌及び引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(地震発生時等の対応)</p> <p><u>第130条</u></p> <p><u>安定化センター各GM又は各GMは、地震・火災が発生した場合は、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」又は「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、次の措置を講じるとともに、その結果を安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>(1) 震度5弱以上の地震が観測¹された場合は、地震終了後に本章で定める各設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。</u></p> <p><u>(2) 本章で定める各設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後本章で定める各設備等の損傷の有無を確認する。</u></p> <p><u>2. 安定化センター各GM又は各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、本章で定める各設備等に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、第一運転管理部長に報告する。第一運転管理部長は、安定化センター所長、所長、主任技術者、安定化センター各GM及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。</u></p> <p><u>1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」（平成23年12月12日付）の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考						
<p>(なし)</p>	<p>(異常時のための措置)</p> <p><u>第131条</u></p> <p>原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」、及び「NM-51-17・1F-S1-001 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1)循環注水冷却GMは、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2)防災安全GMは、表131-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3)循環注水冷却GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4)循環注水冷却GMは、表131-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5)循環注水冷却GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p><u>表131-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1383 961 2350 1054"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第138条</td> <td>6台</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1)外部循環冷却GMは、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2)防災安全GMは、表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3)遠隔外部注水GMは、表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要なコンクリートポンプ車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(4)外部循環冷却GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)及び(3)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(5)外部循環冷却GMは、表131-2に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6)遠隔外部注水GMは、表131-2に示すコンクリートポンプ車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(7)外部循環冷却GMは、(1)、(4)及び(5)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(8)遠隔外部注水GMは、(6)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評</p>	設 備	関連条文	台 数	消防車	第138条	6台	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
設 備	関連条文	台 数						
消防車	第138条	6台						

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考															
<p>(なし)</p>	<p><u>価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>表131-2</p> <table border="1" data-bbox="1380 420 2350 562"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第140条, 第141条</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車</td> <td>第140条, 第141条</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 電気設備GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、<u>1年に1回以上実施する。</u></p> <p>(2) 電気設備GMは、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、<u>1ヶ月に1回点検を行う。</u></p> <p>(3) 電気設備GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 電気設備GMは、表131-3に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 電気設備GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、<u>評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>表131-3</p> <table border="1" data-bbox="1380 1144 2350 1239"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>第147条</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	関連条文	台 数	消防車	第140条, 第141条	1台	コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台	設 備	関連条文	台 数	電源車	第147条	2台	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」（平成23年12月12日付）の反映による変更</p>
設 備	関連条文	台 数															
消防車	第140条, 第141条	1台															
コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台															
設 備	関連条文	台 数															
電源車	第147条	2台															

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考										
(なし)	<p>(保守管理)</p> <p><u>第132条</u></p> <p><u>安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式¹及び保全方法²定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。</u></p> <p><u>1：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。</u></p> <p><u>2：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</u></p> <p>表132</p> <table border="1" data-bbox="1344 825 2427 1234"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第144条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第145条、第146条、第149条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</td> <td>第147条、第148条</td> </tr> <tr> <td>NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</td> <td>第148条</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条、第146条、第149条	FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条、第148条	NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
マニュアル名称	関連条文											
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第144条											
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条、第146条、第149条											
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条、第148条											
NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条											

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>(水質管理)</p> <p>第133条</p> <p>放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)及びpHを3ヶ月に1回確認し、その結果を海水腐食防止GMに通知する。</p> <p>2.放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、処理水バッファタンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を海水腐食防止GMに通知する。</p> <p>3.放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、3号炉復水貯蔵タンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を海水腐食防止GMに通知する。</p> <p>4.海水腐食防止GMは、使用済燃料プール水、処理水バッファタンク水及び3号炉復水貯蔵タンク水の水質が表133に定める基準値の範囲にない場合は、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																														
(なし)	<p>表 1 3 3</p> <p>1 . 1号炉 , 2号炉及び3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 420 2398 1018"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料プール 水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25 において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>5.6 ~ 10.0 (25 において)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理水バッファタ ンク水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25 において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号炉復水貯蔵タ ンク水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25 において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 . 4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 1108 2398 1375"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料プール 水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25 において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>5.6 ~ 11.0 (25 において)</td> </tr> </tbody> </table>	項目		基準値	使用済燃料プール 水	導電率	40mS/m 以下 (25 において)	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下	pH	5.6 ~ 10.0 (25 において)	処理水バッファタ ンク水	導電率	40mS/m 以下 (25 において)	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下	3号炉復水貯蔵タ ンク水	導電率	40mS/m 以下 (25 において)	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下	項目		基準値	使用済燃料プール 水	導電率	40mS/m 以下 (25 において)	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下	pH	5.6 ~ 11.0 (25 において)	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)」(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目		基準値																														
使用済燃料プール 水	導電率	40mS/m 以下 (25 において)																														
	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下																														
	pH	5.6 ~ 10.0 (25 において)																														
処理水バッファタ ンク水	導電率	40mS/m 以下 (25 において)																														
	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下																														
3号炉復水貯蔵タ ンク水	導電率	40mS/m 以下 (25 において)																														
	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下																														
項目		基準値																														
使用済燃料プール 水	導電率	40mS/m 以下 (25 において)																														
	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下																														
	pH	5.6 ~ 11.0 (25 において)																														

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>第3節 運転上の制限</p> <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第134条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項¹で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表134に定める範囲内で延長することができる²。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 安定化センター各GM又は各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかった場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 安定化センター各GM又は各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第135条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>1: 第134条から第137条を除く。以下、第135条及び第136条において同じ。</p> <p>2: 第2節で定められた頻度も適用される。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																								
(なし)	<p>表134</p> <table border="1" data-bbox="1409 373 2436 745"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1409 373 2012 415">頻 度</th> <th data-bbox="2012 373 2436 415">備 考</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1409 415 1765 457">保安規定で定める頻度</th> <th data-bbox="1765 415 2012 457">延長できる時間</th> <th data-bbox="2012 415 2436 457"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1409 457 1765 499">1時間に1回</td> <td data-bbox="1765 457 2012 499">15分</td> <td data-bbox="2012 457 2436 499">分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 499 1765 541">毎日1回</td> <td data-bbox="1765 499 2012 541" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="2012 499 2436 541">所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 541 1765 583">3日に1回</td> <td data-bbox="1765 541 2012 583">1日</td> <td data-bbox="2012 541 2436 583">日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 583 1765 625">1週間に1回</td> <td data-bbox="1765 583 2012 625">2日</td> <td data-bbox="2012 583 2436 625">日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 625 1765 688">1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1765 625 2012 688">7日</td> <td data-bbox="2012 625 2436 688">日単位の間隔で確認する。 なお、1ヶ月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 688 1765 745">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1765 688 2012 745">23日</td> <td data-bbox="2012 688 2436 745">日単位の間隔で確認する。 なお、3ヶ月は92日とする。</td> </tr> </tbody> </table>	頻 度		備 考	保安規定で定める頻度	延長できる時間		1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	毎日1回	/	所定の直の時間帯で確認する。	3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	日単位の間隔で確認する。 なお、1ヶ月は31日とする。	3ヶ月に1回	23日	日単位の間隔で確認する。 なお、3ヶ月は92日とする。	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」（平成23年12月12日付）の反映による変更</p>
頻 度		備 考																								
保安規定で定める頻度	延長できる時間																									
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																								
毎日1回	/	所定の直の時間帯で確認する。																								
3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する。																								
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																								
1ヶ月に1回	7日	日単位の間隔で確認する。 なお、1ヶ月は31日とする。																								
3ヶ月に1回	23日	日単位の間隔で確認する。 なお、3ヶ月は92日とする。																								

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p><u>第135条</u></p> <p><u>運転上の制限を満足しない場合とは、安定化センター各GM又は各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、安定化センター各GM又は各GMは、この判断を速やかに行う。</u></p> <p><u>2.安定化センター各GM又は各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に係る事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</u></p> <p><u>3.安定化センター各GM又は各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</u></p> <p><u>4.安定化センター各GM又は各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長及び第一運転管理部長に報告し、第一運転管理部長は安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>5.安定化センター各GM又は各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。</u></p> <p><u>6.安定化センター各GM又は各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当直長及び第一運転管理部長に報告し、第一運転管理部長は主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>7.安定化センター各GM又は各GMは、次の各号を適用することができる。</u></p> <p><u>(1)運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。</u></p> <p><u>(2)運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。</u></p> <p><u>(3)要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</u></p> <p><u>(4)当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(保安作業を実施する場合)</p> <p><u>第136条</u></p> <p><u>安定化センター各GM又は各GMは、保安作業(試験を含む)を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置¹を定め、主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p><u>2. 第1項の実施については、第135条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</u></p> <p><u>3. 安定化センター各GM又は各GMは、第1項に基づく保安作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</u></p> <p><u>4. 安定化センター各GM又は各GMは、第1項に基づく保安作業を開始する場合、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保安作業の開始時間の起点とする。</u></p> <p><u>5. 安定化センター各GM又は各GMは、第1項を実施する場合、第135条第3項及び第7項に準拠する。</u></p> <p><u>6. 第1項において、保安作業中に必要な安全措置が満たされなかった場合、安定化センター各GM又は各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</u></p> <p><u>7. 安定化センター各GM又は各GMは、第1項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当直長及び第一運転管理部長に報告し、第一運転管理部長は主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>1: 第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p><u>第137条</u></p> <p><u>当直長は、安定化センター各GM若しくは各GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合又は自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-4 運転員の引継マニュアル」に基づき、次の各号を引継日誌に記録する。</u></p> <p><u>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻</u></p> <p><u>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保全作業を含む)</u></p> <p><u>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</u></p> <p><u>2. 当直長は、安定化センター各GM若しくは各GMから第136条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合又は自ら第136条第1項で定める保全作業を実施した場合、「NM-51-4 運転員の引継マニュアル」に基づき、次の各号を引継日誌に記録する。</u></p> <p><u>(1) 第136条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容</u></p> <p><u>(2) 安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</u></p> <p><u>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(原子炉注水系) <u>第138条</u> <u>原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系¹は表138-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</u> <u>(1)原子炉注水系の点検、電源停止作業等のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合。</u> <u>2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、原子炉注水系を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を循環注水冷却GM及び原子炉安全評価GMに通知する。</u> <u>(2) 原子炉安全評価GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、循環注水冷却GMに通知する。</u> <u>(3) 循環注水冷却GMは、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、運転している常用原子炉注水系及び必要な注水量を当直長に通知する。</u> <u>(4) 当直長は、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を循環注水冷却GM及び原子炉安全評価GMに通知する。</u> <u>(5) 循環注水冷却GMは、原子炉注水系の各設備について、表138-2に定める事項を確認する。</u> <u>3.循環注水冷却GMは、原子炉注水系(原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。また、原子炉安全評価GMは、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。</u> <u>1:原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇ポンプによる注水系(非常用ディーゼル発電機含む)の2系列をいう。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																								
(なし)	<p>表138-1</p> <table border="1" data-bbox="1344 373 2427 667"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部温度</td> <td>80 以下²</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向²がないこと</td> </tr> <tr> <td>常用原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の非常用原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>1回あたりの注水量増加幅³</td> <td>1.0m³/h 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2:原子炉压力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、原子炉安全評価GMが、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>3:注水量を増加させた場合、その後24時間は注水量を増加させないこと。ただし、以下の場合は除く。 <u>注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が増加した場合</u> <u>要求される措置として流量増加を実施する場合。この場合においては、未臨界であることを確認しつつ注入量の増加を行うこと。</u></p> <p>表138-2</p> <table border="1" data-bbox="1344 1249 2427 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.非常用高台炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2.純水タンク脇炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表138-3</p> <table border="1" data-bbox="1344 1570 2427 1843"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1 当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉压力容器底部温度	80 以下 ²	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ² がないこと	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること	1回あたりの注水量増加幅 ³	1.0m ³ /h 以下	項目	頻度	1.非常用高台炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	2.純水タンク脇炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	条件	要求される措置	完了時間	A 原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限																									
原子炉压力容器底部温度	80 以下 ²																									
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ² がないこと																									
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																									
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること																									
1回あたりの注水量増加幅 ³	1.0m ³ /h 以下																									
項目	頻度																									
1.非常用高台炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																									
2.純水タンク脇炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A 原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																								

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後			備考
<p>(なし)</p>	条件	要求される措置	完了時間	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」（平成23年12月12日付）の反映による変更</p>
	<p>B .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合</p>	<p>B 1 .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足するように注水量を増加する又は待機中の原子炉注水ポンプを起動する。</p>	<p>速やかに現場対応を行う体制を整えた後 1時間</p>	
	<p>C .待機中の非常用原子炉注水系が1系列もない場合</p>	<p>C 1 .非常用原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	
	<p>D .1回あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合</p>	<p>D 1 .1回あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	
	<p>E .条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>E 1 .原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																	
(なし)	<p>(非常用水源)</p> <p><u>第139条</u></p> <p>非常用水源(ろ過水タンク及び純水タンク)は、表139-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、非常用水源を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)発電GMは、非常用水源の保有水量(水位)を1ヶ月に1回確認し、その結果を循環注水冷却GMに通知する。</p> <p>3.循環注水冷却GMは、非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表139-3の措置を講じる。</p> <p>表139-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 961 2398 1100"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用水源</td> <td>表139-2に定める保有水量(水位)が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表139-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1188 2398 1285"> <thead> <tr> <th></th> <th>ろ過水タンク1基¹</th> <th>純水タンク1基²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有水量(タンク水位)</td> <td>916m³(1.9m)以上</td> <td>663m³(4.6m)以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:ろ過水タンク1基とはNo.1ろ過水タンク, No.2ろ過水タンクのうち、いずれか1基をいう</p> <p>2:純水タンク1基とはNo.1純水タンク, No.2純水タンクのうち、いずれか1基をいう</p> <p>表139-3</p> <table border="1" data-bbox="1347 1465 2386 1831"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A.運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合</td> <td>A1.純水タンク1基の保有水量(水位)が制限値を満足していることを確認する。</td> <td rowspan="2">速やかに</td> </tr> <tr> <td>A2.ろ過水タンク1基の保有水量(水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用水源	表139-2に定める保有水量(水位)が確保されていること		ろ過水タンク1基 ¹	純水タンク1基 ²	保有水量(タンク水位)	916m ³ (1.9m)以上	663m ³ (4.6m)以上	条件	要求される措置	完了時間	A.運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1.純水タンク1基の保有水量(水位)が制限値を満足していることを確認する。	速やかに	A2.ろ過水タンク1基の保有水量(水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限																		
非常用水源	表139-2に定める保有水量(水位)が確保されていること																		
	ろ過水タンク1基 ¹	純水タンク1基 ²																	
保有水量(タンク水位)	916m ³ (1.9m)以上	663m ³ (4.6m)以上																	
条件	要求される措置	完了時間																	
A.運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1.純水タンク1基の保有水量(水位)が制限値を満足していることを確認する。	速やかに																	
	A2.ろ過水タンク1基の保有水量(水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。																		

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後			備考
(なし)	条件	要求される措置	完了時間	・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」(平成23年12月12日付)の反映による変更
B .運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合	B 1 .ろ過水タンク1基の保有水量(水位)が制限値を満足していることを確認する。	速やかに	及び B 2 .純水タンク1基の保有水量(水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考															
<p>(なし)</p>	<p>(使用済燃料プールの水位及び水温)</p> <p><u>第140条</u></p> <p>使用済燃料プールの水位及び水温は、表140-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プールの水位及び水温を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。 なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。</p> <p>(2)当直長は、使用済燃料プールの水温が65以下であることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65以下であることを評価する。</p> <p>3.当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、外部循環冷却GMに報告し、外部循環冷却GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表140-2の措置を講じる。</p> <p>表140-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 1094 2418 1325"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>65 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表140-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1415 2430 1824"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1.使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B.使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>B1.使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	65 以下	条件	要求される措置	完了時間	A.使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1.使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。	速やかに	B.使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1.使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限																
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																
使用済燃料プールの水温	65 以下																
条件	要求される措置	完了時間															
A.使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1.使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。	速やかに															
B.使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1.使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに															

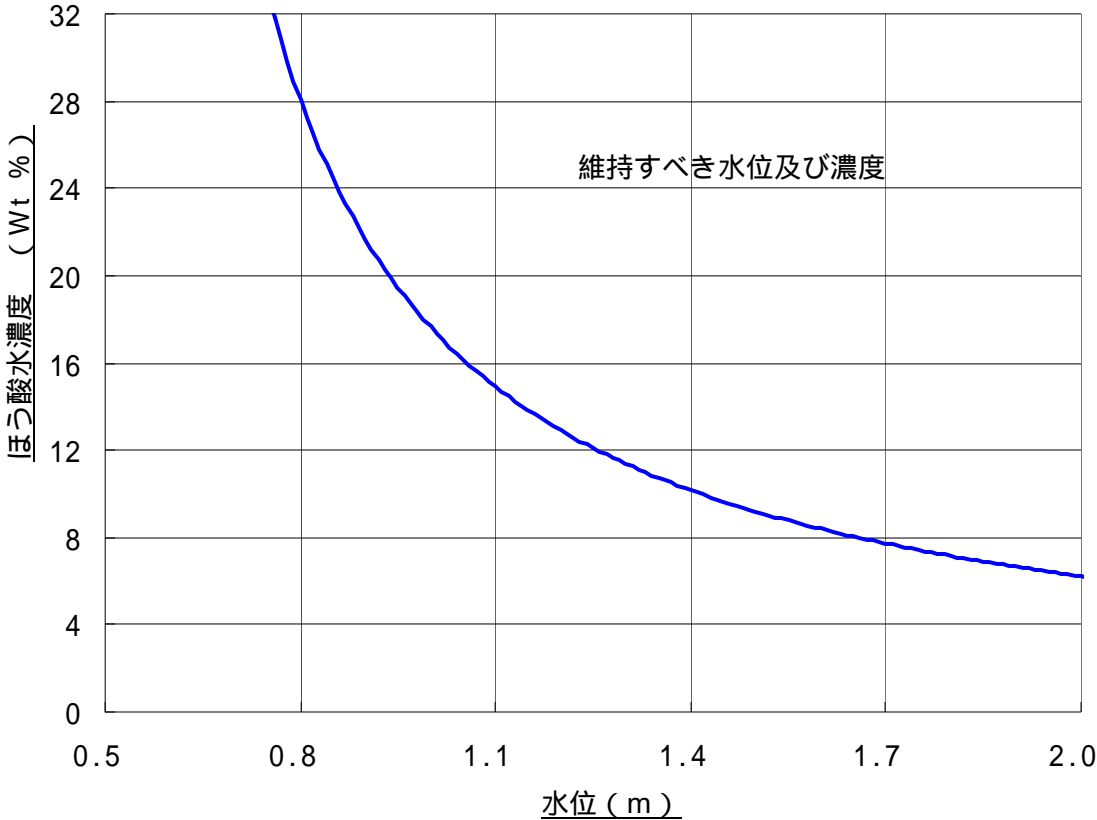
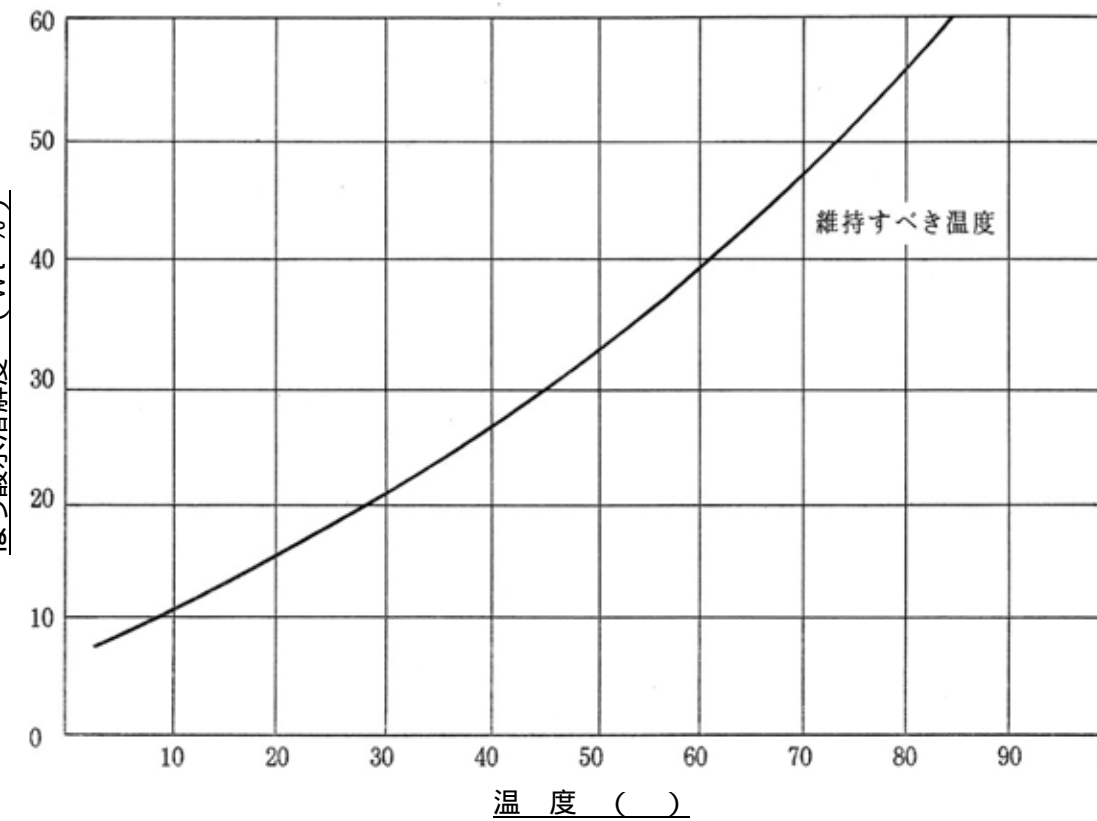
福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(使用済燃料プール一次系系統の漏えい監視)</p> <p><u>第141条</u></p> <p>使用済燃料プール一次系系統は、表141-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール一次系系統を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。</p> <p>(2)当直長は、(1)において漏えいのおそれがあると判断した場合には、使用済燃料プール一次系系統の巡視を行う。</p> <p>3.当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、外部循環冷却GMに報告し、外部循環冷却GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表141-2の措置を講じる。</p> <p>表141-1</p> <table border="1" data-bbox="1353 1003 2418 1144"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール一次系系統</td> <td>一次系系統の異常な漏えい¹がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:「異常な漏えい」とは、使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低下による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。</p> <p>表141-2</p> <table border="1" data-bbox="1344 1325 2427 1642"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A.使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい ¹ がないこと	条件	要求される措置	完了時間	A.使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに	及び A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限													
使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい ¹ がないこと													
条件	要求される措置	完了時間												
A.使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに												
	及び A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに												

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考													
<p>(なし)</p>	<p>(ほう酸水注入設備)</p> <p><u>第142条</u></p> <p>原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表142-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1)ほう酸水の注入準備から、注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお注入後は、速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。</p> <p>2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、ほう酸水注入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1)放射線・化学管理GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を循環注水冷却GMに通知する。</p> <p>(2)循環注水冷却GMは、ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3.循環注水冷却GMは、ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表142-2の措置を講じる。</p> <p>表142-1</p> <table border="1" data-bbox="1380 1186 2398 1327"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入設備</td> <td>ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表142-2</p> <table border="1" data-bbox="1380 1417 2398 1780"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合</td> <td>A1.ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。</td> <td>速やかに現場対応を行う体制を整えた後 8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1.ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること	条 件	要求される措置	完了時間	A.ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A1.ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後 8時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項 目	運転上の制限														
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること														
条 件	要求される措置	完了時間													
A.ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A1.ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後 8時間													
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに													

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>図142-1</p>  <p>図142-2</p> 	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)」(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考				
(なし)	<p>(未臨界監視)</p> <p><u>第143条</u></p> <p><u>原子炉の未臨界を維持するにあたって、未臨界判断基準は、表143-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。</u></p> <p><u>2.未臨界判断基準が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の(1)及び(2)を実施する。また、2号炉においては、これに加え、(3)を実施する。</u></p> <p><u>(1)当直長は、原子炉压力容器底部の温度上昇率¹を、1時間に1回確認し、その結果を原子炉安全評価GMに通知する。</u></p> <p><u>(2)放射線安全GMは、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率¹を1時間に1回確認し、その結果を原子炉安全評価GMに通知する。</u></p> <p><u>(3)作業放射線管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備におけるガスサンプリング放射能分析により短半減期核種の放射能濃度¹を1週間に1回確認し、その結果を原子炉安全評価GMに通知する。</u></p> <p><u>3.原子炉安全評価GMは、未臨界判断基準が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表143-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>1：故障等により測定不能となった場合は除く。ただし、この場合においては、速やかに修理又は代用品を補充する措置あるいは代替手段で監視する措置を開始すること。</u></p> <p><u>表143-1</u></p> <p><u>1.1号炉及び3号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="1418 1360 2412 1640"> <thead> <tr> <th data-bbox="1418 1360 1650 1413">項目</th> <th data-bbox="1650 1360 2412 1413">運転上の制限²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1418 1413 1650 1640">未臨界判断基準</td> <td data-bbox="1650 1413 2412 1640"> (1) <u>原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること</u> 又は (2) <u>空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限 ²	未臨界判断基準	(1) <u>原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること</u> 又は (2) <u>空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること</u>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限 ²					
未臨界判断基準	(1) <u>原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること</u> 又は (2) <u>空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること</u>					

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																								
(なし)	<p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 331 2412 695"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未臨界判断基準</td> <td>(1) 原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること 又は (2) 空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2: 次のいずれかの条件に該当し, 再臨界に至らないと判断できる場合を除く。 <u>プラント操作又は原子炉注水系からの漏えい等に伴う原子炉压力容器底部温度の上昇</u> <u>天候等に伴う空間線量率の上昇</u></p> <p>表143-2</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 968 2481 1108"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度上昇率</td> <td>1.2 /h以下及び7.7 /d以下</td> </tr> <tr> <td>空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³+2µSv/h)以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 1199 2481 1394"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度上昇率</td> <td>3.6 /h以下及び14.0 /d以下</td> </tr> <tr> <td>空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³+2µSv/h)以下⁴</td> </tr> <tr> <td>短半減期核種</td> <td>Xe135 1Bq/cc以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 1484 2481 1625"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度上昇率</td> <td>3.6 /h以下及び15.2 /d以下</td> </tr> <tr> <td>空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³+2µSv/h)以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>3: 雨天等の降下を除いた至近の空間線量率をバックグラウンドとする。 4: 事務本館南側の当該可搬型モニタリングポストは, 周囲の線量が高いため, 未臨界判断基準として, (バックグラウンド+5µSv/h)以下とする。</p>	項目	運転上の制限 ²	未臨界判断基準	(1) 原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること 又は (2) 空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること	項目	制限値	温度上昇率	1.2 /h以下及び7.7 /d以下	空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h)以下 ⁴	項目	制限値	温度上昇率	3.6 /h以下及び14.0 /d以下	空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h)以下 ⁴	短半減期核種	Xe135 1Bq/cc以下	項目	制限値	温度上昇率	3.6 /h以下及び15.2 /d以下	空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h)以下 ⁴	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限 ²																									
未臨界判断基準	(1) 原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること 又は (2) 空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること																									
項目	制限値																									
温度上昇率	1.2 /h以下及び7.7 /d以下																									
空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h)以下 ⁴																									
項目	制限値																									
温度上昇率	3.6 /h以下及び14.0 /d以下																									
空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h)以下 ⁴																									
短半減期核種	Xe135 1Bq/cc以下																									
項目	制限値																									
温度上昇率	3.6 /h以下及び15.2 /d以下																									
空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h)以下 ⁴																									

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考						
(な し)	<p>表 1 4 3 - 3</p> <table border="1" data-bbox="1418 331 2442 472"> <thead> <tr> <th data-bbox="1418 331 1762 384">条 件</th> <th data-bbox="1762 331 2285 384">要求される措置</th> <th data-bbox="2285 331 2442 384">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1418 384 1762 472">A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td data-bbox="1762 384 2285 472">A 1 . 未臨界とする措置を開始する。</td> <td data-bbox="2285 384 2442 472">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 . 未臨界とする措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」（平成23年12月12日付）の反映による変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間						
A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 . 未臨界とする措置を開始する。	速やかに						

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考								
<p>(なし)</p>	<p>(窒素ガス封入設備)</p> <p>第144条</p> <p>原子炉格納容器の機能を維持するにあたって、窒素ガス封入設備は、表144-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1)窒素ガス分離装置の点検、電源停止等のために、計画的に窒素ガス分離装置を一時停止し、高台窒素ガス分離装置により窒素ガスを封入する場合。</p> <p>(2)運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該又は他の窒素ガス分離装置を起動させた場合。</p> <p>2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、窒素ガス封入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1)原子炉安全評価GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、外部循環冷却GMに通知する。</p> <p>(2)外部循環冷却GMは、必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3)外部循環冷却GMは、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。</p> <p>(4)外部循環冷却GMは、表144-2に定める事項を確認する。</p> <p>3.外部循環冷却GMは、窒素ガス封入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表144-3の措置を講じる。</p> <p>表144-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 1409 2418 1591"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス封入設備</td> <td>窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表144-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1682 2430 1818"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること	項目	頻度	高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限									
窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること									
項目	頻度									
高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回									

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考									
(なし)	<p>表144-3</p> <table border="1" data-bbox="1341 331 2427 785"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 336 1650 378">条件</th> <th data-bbox="1650 336 2214 378">要求される措置</th> <th data-bbox="2214 336 2421 378">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 378 1650 646">A .運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし、速やかに窒素ガス分離装置を起動させた場合を除く)</td> <td data-bbox="1650 378 2214 646">A 1 .高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A 2 .少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td data-bbox="2214 378 2421 646">速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 646 1650 781">B .高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合</td> <td data-bbox="1650 646 2214 781">B 1 .高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td data-bbox="2214 646 2421 781">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A .運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし、速やかに窒素ガス分離装置を起動させた場合を除く)	A 1 .高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A 2 .少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに	B .高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合	B 1 .高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
条件	要求される措置	完了時間									
A .運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし、速やかに窒素ガス分離装置を起動させた場合を除く)	A 1 .高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A 2 .少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに									
B .高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合	B 1 .高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに									

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考										
<p>(なし)</p>	<p>(建屋に貯留する滞留水)</p> <p><u>第145条</u></p> <p><u>建屋に貯留する滞留水は、表145-1、表145-2及び表145-3に定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2.「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、建屋に貯留する滞留水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>滞留水移送GMは、2号炉及び3号炉の立坑並びにプロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位¹を毎日1回確認する。</u></p> <p>(2) <u>滞留水移送GMは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位¹が建屋近傍のサブドレン水の水位より低いことを1週間に1回確認²する。</u></p> <p>(3) <u>放射線・化学管理GMは、1～4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度(セシウム134及びセシウム137)を1週間に1回測定し、その結果を滞留水移送GMに通知する。</u></p> <p><u>1：電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。</u></p> <p><u>2：塩分濃度による比重を考慮した補正值を用いること。</u></p> <p><u>3.滞留水移送GMは、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表145-4の措置を講じる。</u></p> <p><u>表145-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1344 1409 2418 1640"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉の立坑の滞留水水位</td> <td>OP.3,500mm 以下</td> </tr> <tr> <td>3号炉の立坑の滞留水水位</td> <td>OP.3,500mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td> <td>OP.5,600mm 以下</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td> <td>OP.4,200mm 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	2号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下	3号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下	プロセス主建屋の滞留水水位	OP.5,600mm 以下	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	OP.4,200mm 以下	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限											
2号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下											
3号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下											
プロセス主建屋の滞留水水位	OP.5,600mm 以下											
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	OP.4,200mm 以下											

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																										
(なし)	<p>表145-2</p> <table border="1" data-bbox="1344 331 2418 743"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位</td> <td rowspan="5">各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位</td> </tr> <tr> <td>1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位</td> </tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td> </tr> </tbody> </table> <p>表145-3</p> <table border="1" data-bbox="1344 835 2418 1150"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td> <td rowspan="3">放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm³ 以下であること</td> </tr> <tr> <td>プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>表145-4</p> <table border="1" data-bbox="1344 1243 2418 1835"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位が表145-1を満足していない場合</td> <td>A 1. 当該号炉の立坑の滞留水水位をOP.3,500mm 以下に維持する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. プロセス主建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合</td> <td>B 1. プロセス主建屋の滞留水水位をOP.5,600mm 以下に維持する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合</td> <td>C 1. 雑固体廃棄物減容処理建屋をOP.4,200mm 以下に維持する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと	1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位	1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位	プロセス主建屋の滞留水水位	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	項目	運転上の制限	1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm ³ 以下であること	プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	条件	要求される措置	完了時間	A. 2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	A 1. 当該号炉の立坑の滞留水水位をOP.3,500mm 以下に維持する措置を開始する。	速やかに	B. プロセス主建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	B 1. プロセス主建屋の滞留水水位をOP.5,600mm 以下に維持する措置を開始する。	速やかに	C. 雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	C 1. 雑固体廃棄物減容処理建屋をOP.4,200mm 以下に維持する措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限																											
1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと																											
1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位																												
1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位																												
プロセス主建屋の滞留水水位																												
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位																												
項目	運転上の制限																											
1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm ³ 以下であること																											
プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																												
雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																												
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	A 1. 当該号炉の立坑の滞留水水位をOP.3,500mm 以下に維持する措置を開始する。	速やかに																										
B. プロセス主建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	B 1. プロセス主建屋の滞留水水位をOP.5,600mm 以下に維持する措置を開始する。	速やかに																										
C. 雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	C 1. 雑固体廃棄物減容処理建屋をOP.4,200mm 以下に維持する措置を開始する。	速やかに																										

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後			備考
(な し)	条件	要求される措置	完了時間	・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」(平成23年12月12日付)の反映による変更
	D .各建屋の滞留水水位が表145-2を満足していない場合	D 1 .当該建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び D 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに 速やかに 以降 3日に1回	
	E .各建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度が表145-3を満足していない場合	E 1 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。 及び E 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに 速やかに 以降 毎日1回	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考										
(なし)	<p>(汚染水処理設備)</p> <p>第146条</p> <p>汚染水処理設備は、表146-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 2号炉及び3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mm以下で、動作可能である汚染水処理設備が1設備¹もなくなった場合において、1設備もなくなった時点から3日以内に汚染水処理設備1設備を復旧させた場合</p> <p>1：1設備とは、セシウム吸着装置4系列、第二セシウム吸着装置2系列又は除染装置をいう。</p> <p>2.「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、汚染水処理設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 水処理淡水化GMは、汚染水処理設備1設備が動作可能²であることを毎日1回確認する。また、2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超えた場合には、さらに1設備が動作可能であることを毎日1回確認する。</p> <p>2：本条における動作可能であることとは、設備が運転中であるか、若しくは、設備が待機状態であってかつ運転が可能と判断される場合をいう。</p> <p>3.水処理淡水化GMは、汚染水処理設備が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表146-2の措置を講じる。</p> <p>表146-1</p> <table border="1" data-bbox="1344 1360 2418 1545"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染水処理設備</td> <td>1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表146-2</p> <table border="1" data-bbox="1344 1633 2427 1818"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.汚染水処理設備が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A1.運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。	条件	要求される措置	完了時間	A.汚染水処理設備が運転上の制限を満足していない場合	A1.運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限											
汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。											
条件	要求される措置	完了時間										
A.汚染水処理設備が運転上の制限を満足していない場合	A1.運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに										

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考														
(なし)	<p>(外部電源)</p> <p>第147条</p> <p>外部電源は、表147-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。</p> <p>2. 「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、外部電源を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認し、その結果を電気設備GMに通知する。</p> <p>3. 電気設備GMは、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、表147-2の措置を講じる。</p> <p>表147-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 871 2418 1008"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>2系列¹が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>1: 外部電源の系列数は、第148条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数の数とする。</p> <p>表147-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1186 2427 1686"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合</td> <td>A1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 非常用ディーゼル発電機²1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 非常用ディーゼル発電機²からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	外部電源	2系列 ¹ が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び A2. 非常用ディーゼル発電機 ² 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。	速やかに	及び A3. 非常用ディーゼル発電機 ² からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限															
外部電源	2系列 ¹ が動作可能であること															
条件	要求される措置	完了時間														
A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに														
	及び A2. 非常用ディーゼル発電機 ² 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。	速やかに														
	及び A3. 非常用ディーゼル発電機 ² からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに														

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後			備考										
(なし)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">B .動作可能である外部電源が1系列もない場合</td> <td>B 1 .外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び B 2 . 1 .非常用ディーゼル発電機²により電力を供給する措置を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>又は B 2 . 2 .第138条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	B .動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1 .外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び B 2 . 1 .非常用ディーゼル発電機 ² により電力を供給する措置を開始する。	速やかに	又は B 2 . 2 .第138条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに			<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
条件	要求される措置	完了時間												
B .動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1 .外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに												
	及び B 2 . 1 .非常用ディーゼル発電機 ² により電力を供給する措置を開始する。	速やかに												
	又は B 2 . 2 .第138条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに												
<p>²：本条における「非常用ディーゼル発電機」とは、5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。</p>														

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考										
<p>(なし)</p>	<p>(所内電源系統)</p> <p><u>第148条</u></p> <p>所内電源系統は、表148-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。</p> <p>2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、所内電源系統を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、第138条、第144条及び第146条で要求される設備の維持に必要な交流高压電源母線が受電されていることを1週間に1回確認し、その結果を電気設備GMに通知する。</p> <p>(2)当直長は免震重要棟の維持に必要な交流高压電源母線が受電されていることを1週間に1回確認し、その結果を建築GMに通知する。</p> <p>3.電気設備GMは、所内電源系統(免震重要棟の維持に必要な交流高压電源母線を除く)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、表148-2の措置を講じる。また、建築GMは、免震重要棟の維持に必要な交流高压電源母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、表148-2の措置を講じる。</p> <p>表148-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 1140 2418 1323"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内電源系統</td> <td>第138条、第144条及び第146条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高压電源母線が受電されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表148-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1413 2430 1596"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1.要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所内電源系統	第138条、第144条及び第146条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高压電源母線が受電されていること	条件	要求される措置	完了時間	A.運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1.要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
項目	運転上の制限											
所内電源系統	第138条、第144条及び第146条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高压電源母線が受電されていること											
条件	要求される措置	完了時間										
A.運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1.要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに										

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>第4節 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(放射性廃棄物管理)</u></p> <p>第149条</p> <p>水処理淡水化GMは、次に定める放射性廃棄物の種類に応じて、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p><u>(1)セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は、使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。</u></p> <p><u>(2)除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は、廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジ一時保管施設)に貯蔵する。</u></p> <p>2.水処理淡水化GMは、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p><u>(1)使用済セシウム吸着塔保管施設における使用済吸着塔の貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>(2)廃スラッジ貯蔵施設における廃スラッジの貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																																																																
(なし)	<p>第5節 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第150条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、表150-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表150-1</p> <table border="1" data-bbox="1341 594 2418 1915"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合¹</th> <th>保存期間</th> <th>関連マニュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力容器底部温度²</td> <td>1時間ごと</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>3. 格納容器内温度²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料プール水温</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>5. モニタリングポスト等の空間線量率</td> <td>1時間ごと</td> <td>10年間</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6. 短半減期核種の放射能濃度³</td> <td>測定の都度</td> <td>10年間</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>7. 窒素封入量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>8. 滞留水水位</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>9. サブドレン水の水位及び放射能濃度</td> <td>測定の都度</td> <td>10年間</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>10. 本章で定める各施設及び設備の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>巡視又は点検の都度</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>5, 6, 9</td> </tr> <tr> <td>11. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>5, 6, 7</td> </tr> <tr> <td>12. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉に使用している処理水の純度</td> <td>測定の都度</td> <td>1年間</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>14. 運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> <td>6, 8</td> </tr> <tr> <td>15. 事故発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル	1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9	2. 原子炉圧力容器底部温度 ²	1時間ごと	10年間	9	3. 格納容器内温度 ²	毎日1回	10年間	9	4. 使用済燃料プール水温	毎日1回	10年間	9	5. モニタリングポスト等の空間線量率	1時間ごと	10年間	5	6. 短半減期核種の放射能濃度 ³	測定の都度	10年間	5	7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	5	8. 滞留水水位	毎日1回	10年間	6	9. サブドレン水の水位及び放射能濃度	測定の都度	10年間	6	10. 本章で定める各施設及び設備の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 9	11. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 7	12. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	8	13. 原子炉に使用している処理水の純度	測定の都度	1年間	5	14. 運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	6, 8	15. 事故発生及び復旧の日時	その都度	4	10	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について(指示)(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル																																																															
1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9																																																															
2. 原子炉圧力容器底部温度 ²	1時間ごと	10年間	9																																																															
3. 格納容器内温度 ²	毎日1回	10年間	9																																																															
4. 使用済燃料プール水温	毎日1回	10年間	9																																																															
5. モニタリングポスト等の空間線量率	1時間ごと	10年間	5																																																															
6. 短半減期核種の放射能濃度 ³	測定の都度	10年間	5																																																															
7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	5																																																															
8. 滞留水水位	毎日1回	10年間	6																																																															
9. サブドレン水の水位及び放射能濃度	測定の都度	10年間	6																																																															
10. 本章で定める各施設及び設備の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 9																																																															
11. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 7																																																															
12. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	8																																																															
13. 原子炉に使用している処理水の純度	測定の都度	1年間	5																																																															
14. 運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	6, 8																																																															
15. 事故発生及び復旧の日時	その都度	4	10																																																															

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																
(な し)	<table border="1" data-bbox="1344 331 2418 583"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき 場合¹</th> <th>保存期間</th> <th>関連マニ ュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16. 事故の状況及び事故に際して 採った処置</td> <td>同上</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>17. 事故の原因</td> <td>同上</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>18. 事故後の処置</td> <td>同上</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>1: 記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>2: 4号炉を除く。</p> <p>3: 2号炉のみ。</p> <p>4: 廃止措置が終了し、その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けるまでの期間</p> <p>5: FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</p> <p>6: FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</p> <p>7: FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</p> <p>8: NM-51-4 運転員の引継マニュアル</p> <p>9: NM-51-6 状態管理マニュアル</p> <p>10: NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル</p>	記録	記録すべき 場合 ¹	保存期間	関連マニ ュアル	16. 事故の状況及び事故に際して 採った処置	同上	4	10	17. 事故の原因	同上	4	10	18. 事故後の処置	同上	4	10	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」(平成23年12月12日付)の反映による変更</p>
記録	記録すべき 場合 ¹	保存期間	関連マニ ュアル															
16. 事故の状況及び事故に際して 採った処置	同上	4	10															
17. 事故の原因	同上	4	10															
18. 事故後の処置	同上	4	10															

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(報告) <u>第 1 5 1 条</u> 安定化センター各GM,各GM又は第一運転管理部長は,次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき,直ちに安定化センター所長,所長及び主任技術者に報告する。 <u>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合 (第 1 3 5 条)</u> <u>(2) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</u></p> <p>2. 所長は,前項に基づく報告を受けた場合,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき,社長に報告する。</p> <p>3. 第 1 項又は第 2 項に基づく報告が,不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第 1 項 (1) に該当する場合は,「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき,直ちに経済産業大臣に報告する。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について (指示)」(平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日付)の反映による変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成23年6月27日 平成23・06・01原第17号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成23年6月28日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 平成 ・ ・ 原第 号） （施行期日） 第1条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。 <u>2. 第133条第1項及び第4項の使用済燃料プール水については、各号炉の使用済燃料プールの浄化完了時点から、それぞれ適用することとする。</u> <u>3. 第133条第3項及び第4項の3号炉復水貯蔵タンク水並びに第138条のCST炉注水ポンプについては、CST炉注水ポンプ運用開始時点から、それぞれ適用することとする。</u> <u>4. 第138条のタービン建屋内炉注水ポンプについては、タービン建屋内炉注水ポンプ運用開始時点から、適用することとする。</u></p> <p>（省略）</p>	<p>・原子力安全・保安院指示文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更について（指示）」（平成23年12月12日付）の反映による変更</p>